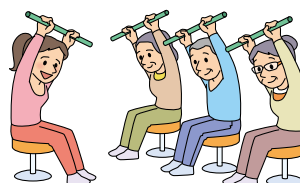
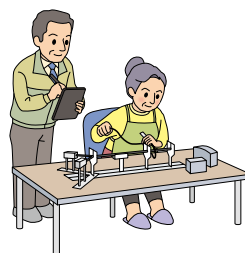
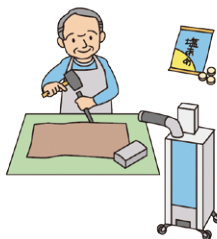
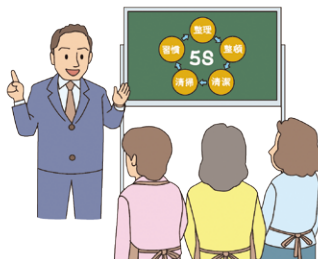


委託者・委託者への発注者・家内労働者の皆さんへ

家内労働者の安全と健康を守るために

安全衛生の好事例集



委託者・委託者への発注者・家内労働者の皆さんへ

危険有害業務に従事する家内労働者が 安全で健康に働ける環境づくりにご活用ください。

家内労働者の方に、自分が行っている作業で危険を感じたことはないかと尋ねると、「今まで大きなケガをしたことがないので危ない作業ではないと思う」という声が多く聞かれます。一方で委託者の方に、家内労働者に発注している作業に危険性はないかと尋ねると、「危険を伴うような作業は発注していない」という答えが返ってきます。

しかし、工作機械や動力ミシン、有機溶剤等を使用する作業は、いつも危険・有害と隣り合わせ——それまで災害が発生しなかったのはたまたまのことなのです。作業に伴う災害を未然に防ぐには、家内労働者、委託者、委託者への発注者の皆さんが共に、つねに「災害が起こるかもしれない」という意識を持つことが大切です。

また近年、家内労働者の高齢化が進んでいますが、加齢に伴う心身機能の低下も、作業に伴う災害発生の原因の一つであると指摘されています。高齢の家内労働者の作業に伴う災害を防止するには、本人が自身の心身機能の低下を自覚するとともに、委託者や委託者への発注者の皆さんの理解や協力が不可欠です。

このため厚生労働省では、危険有害業務に従事する家内労働者の安全衛生を確保するため、家内労働者と委託者を対象に実態把握調査及び訪問による周知・啓発活動を行ってきました。この度、こうした活動で収集した情報を分析し、家内労働者の方が安全で健康に働ける環境づくりに役立つ好事例を取りまとめた。

家内労働者の災害防止は「当事者が考えればいい」とするのではなく、この冊子を通して委託者をはじめ、委託者への発注者の皆さんも家内労働者の災害防止について考え、家内労働者が安全で健康に働くことができる環境づくりに取り組んでいただければ幸いです。

「家内労働あんぜんサイト」では、家内労働に関する様々な情報を紹介しています。こちらもぜひご覧ください。



<https://kanairodo.mhlw.go.jp/>

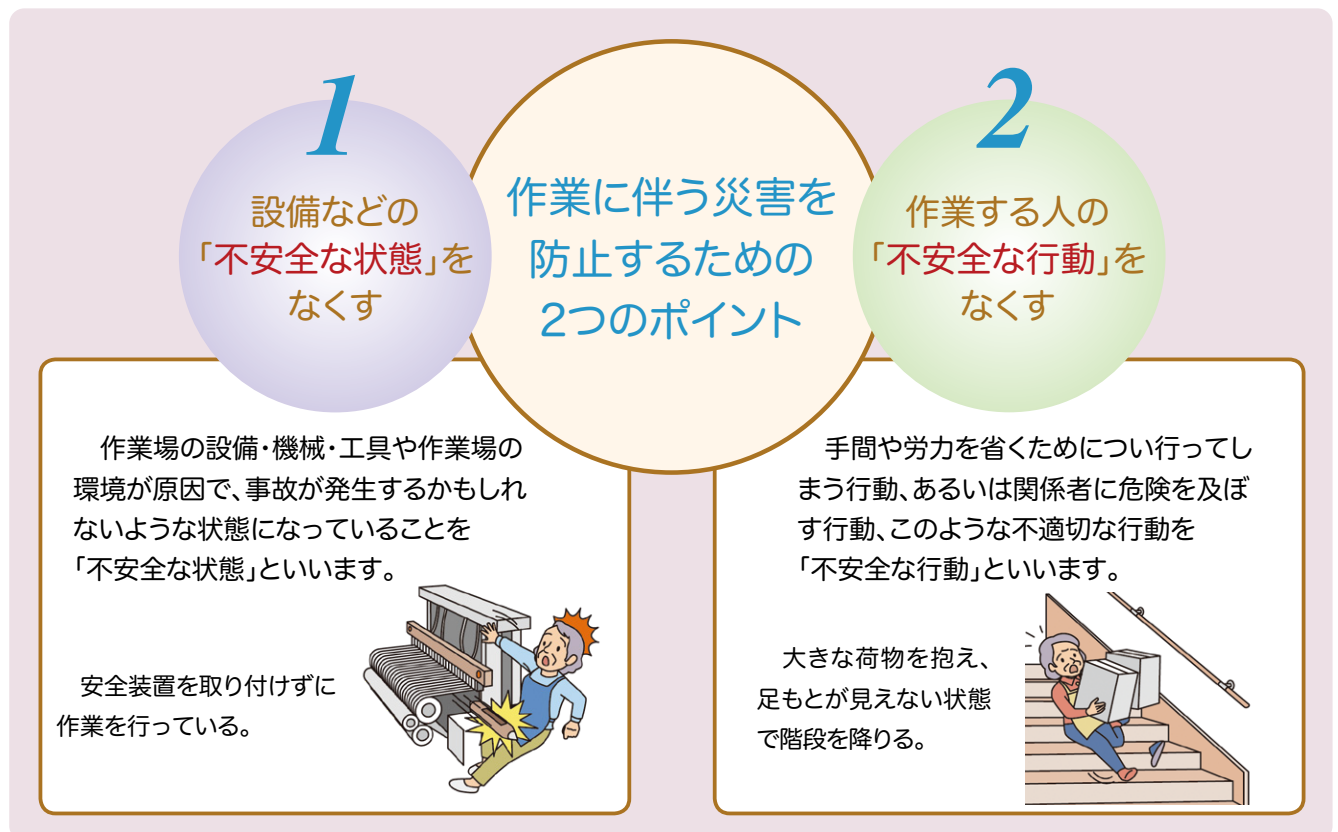


目次

1 作業を安全に行うための工夫	P4
●好事例1 家内労働者に委託する作業は様々な角度から検証を行い 安全性や身体への影響などを確認した上で発注する	P4
2 安全意識を向上させる工夫	P5
●好事例2 家内労働者を集めて「内職者会議」を定期的を開催し そこで得た情報を安全衛生活動に反映させる	P5
3 ヒヤリ・ハット活動の工夫	P6
●好事例3 家内労働者が自己申告しやすい環境を作り 作業現場のヒヤリ・ハットを収集	P6
4 危険に見える化する工夫	P7
●好事例4 家内労働者に注意喚起を行う際は ビジュアルを使って分かりやすく伝える	P7
5 熱中症予防の工夫	P8
●好事例5 夏期前に作業場を訪問し熱中症予防の注意喚起 塩飴の配布やスポットクーラーの貸し出しも	P8
6 腰痛症予防の工夫	P9
●好事例6 腰痛予防体操で腰の痛みが緩和 以来、健康に対する意識が高まった	P9
7 転倒災害に気をつけよう	P10
転倒を防ぐ6つのポイント	
ポイント① 整理・整頓・清潔・清掃の徹底	P11
ポイント② 転倒しそうな所の改善	P11
ポイント③ 適切な明るさの確保	P11
ポイント④ 適切な靴の使用	P11
ポイント⑤ 転倒予防体操の励行	P11
ポイント⑥ 冬季の歩き方には気をつけて	P11
8 事業所クローズアップ	P12
●好事例7 年2回、家内労働者宅の作業場を訪問して 作業環境や作業手順をチェック	P12
●好事例8 貸与しているハンドプレス機を定期的に回収し 点検・メンテナンスを実施	P13
9 委託者・委託者への発注者の皆さんにお願いしたいこと	
心の健康への配慮(メンタルヘルス対策)	P14
情報機器の使用に伴う作業管理と健康管理	P14
高年齢労働者の安全と健康確保	P15
相談窓口一覧	P16

1 作業を安全に行うための工夫

作業に伴う災害には、機械設備や工具、有機溶剤など作業に使用する物の「不安全な状態」と、定められたルールを守らない作業者の「不安全な行動」が大きく関わっています。災害を防ぐためには、作業に使用する物が「不安定な状態」にないか、作業者が「不安全な行動」を取っていないか、その作業に潜んでいる危険源を見つけ出すことが重要です。



好事例

1

家内労働者に委託する作業は様々な角度から検証を行い安全性や身体への影響などを確認した上で発注する

ゴム製の自動車部品の製造を行っている会社では、家内労働者に作業を委託する前に同じ作業を社内でを行い、安全に作業ができるか、身体への負担はないか、取り除いたバリが周辺に飛び散らないかなど、様々な角度から作業を確認した上で発注しています。また、ゴム製品は温度変化の影響を受けやすいので、季節の変わり目に気温の変化に伴う作業の注意点などを具体的に説明しています。



2 安全意識を向上させる工夫

作業に伴う災害を防ぐには、委託者や委託者への発注者のみなさんが家内労働者の安全衛生に対する姿勢を明確にして、それをわかりやすく伝えることが必要です。安全衛生の講習会を開催したり、直接作業場に出向いて安全を指導する安全パトロールを行うなどして、家内労働者が安全に作業ができるよう周知啓発に努めましょう。

4S・5S活動を実践して、作業に伴う災害を防止しよう

4Sとは、「整理」「整頓」「清潔」「清掃」のアルファベットの頭文字をとったもので、これらを徹底する活動を4S活動といいます。さらに4Sを身につけてもらうために「習慣」を加えて5S活動という場合もあります。これは作業の安全と作業者の健康を守り、生産性を向上させるための基本的な取り組みです。まずは4Sの徹底から始めましょう。

4S・5Sの効果

整理

必要なものと不要ものを分け、不要ものは処分する
▶不要なものにつまずく転倒災害の危険が減り、作業効率も上がります。

整頓

必要なものを使いやすく、わかりやすく収納する
▶探すためのムダな時間が減り、品質も向上します。

清潔

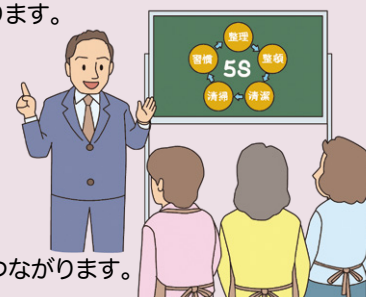
汚れを取り除いて、身の回りをきれいにする
▶作業環境が良くなり、衛生面も向上します。

清掃

機械設備、作業場所の汚れやゴミを除去する
▶機械設備の機能維持、転倒災害の危険が減り、品質の向上にもつながります。

習慣

決められたことをきちんと守る
▶4S活動の繰り返しで、自然に安全な行動ができるようになります。



好事例

2

家内労働者を集めて「内職者会議」を定期的で開催し そこで得た情報を安全衛生活動に反映させる

電気機械器具に使用されるハーネスの製造を行っている会社では、年に1回、家内労働者に集ってもらい、社内で2時間程度の「内職者会議」を行っています。全員が参加できるように少人数のグループに分けて複数回実施、委託者側からの情報発信だけでなく、家内労働者の声に耳を傾け、安全衛生の周知啓発を行っています。会議への出席も仕事と位置づけ、出席者には手当を支給しているため、出席率は良好です。

必要に応じて労働者の意見を聞く場を設けましょう。



3 ヒヤリ・ハット活動の工夫

作業をしていて、もう少しでケガをするところだったということはありませんか。この「**ヒヤリとした**」、あるいは「**ハッとした**」危険な行為を取り上げ、災害防止に結びつけることが目的で始まったのが「ヒヤリ・ハット」活動です。これは作業場にどのような危険があるのかを把握し、危険感受性を高められる効果的な方法です。

「ヒヤリ・ハット活動」実施のポイント

①ヒヤリ・ハット経験の報告

記憶は時間が経つとともに薄れるので、起こったときには、直ちに指定の方法で報告してもらいます。

②報告者の責任を追及しない

報告者の危険な行為を追及せず、それは安全活動に必要な不可欠な情報であることを周知しておきます。そうしないと、報告が出てこないことになります。むしろ報告の提出をほめるくらいの対応が必要です。

③ヒヤリ・ハットを改善に活かす

報告しても改善が行われなければ、参加者の動機付けにも悪影響が及びます。根本原因に立ち返り、早期の対策を行います。また、対策までの間は臨時的措置を行いましょう。

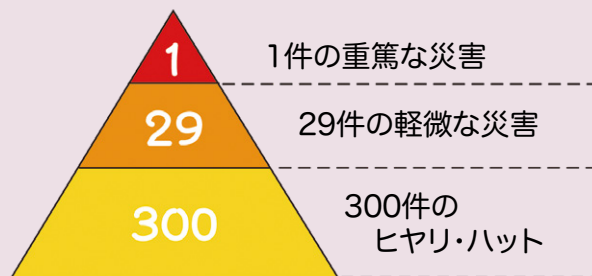
④ヒヤリ・ハット情報の共有

「ヒヤリ・ハット」情報は、同じ作業を行っている人に早期に知らせ、関係者で危険の共有を図るようにします。

「ハインリッヒの法則」、ご存じですか？

アメリカの損害保険会社の安全技師・ハインリッヒが発表した報告です。1つの重篤な災害の背後には29の軽微な災害があり、その背景には300のいわゆる「ヒヤリ・ハット」が存在するというものです。

ヒヤリ・ハット情報をできるだけ把握し、災害になる前の段階で迅速かつ的確に対策を講じることが大切です。



好事例

3

家内労働者が自己申告しやすい環境を作り 作業現場のヒヤリ・ハットを収集

業務用ゴム紐の製造を行っている会社では、バッグや小物雑貨の縫製作業を家内労働者に委託しています。動力ミシンを使用する作業は危険を伴います。そこで同社では、作業でヒヤリとしたり、ハッとすることが起きたら「皆さんの安全を守るために必要な情報なので、ぜひ教えてください」と家内労働者にお願いしています。ヒヤリ・ハット収集のポイントは、家内労働者が自己申告しやすい環境を作ることにあるということです。



4 危険を見える化する工夫

作業に伴う災害を防ぐには、委託者や委託者への発注者のみなさんが、家内労働者の災害防止に対する姿勢を明確にして、それをわかりやすく伝えることが必要です。

「危険の見える化」とは、職場に潜む危険や、安全のため注意すべき事項等を可視化(見える化)することで、より効果的な安全活動を行うものです。「危険の見える化」を行ったときは、なぜ危険なのか、どのように安全な作業をしなければならないかを教育することも必要です。

危険ステッカーを活用しよう



危険ステッカーは、危険な場所等に貼り付けて、危険箇所と危険内容を警告するためのものです。空欄に危険の内容や注意事項、安全のため守るべき事項等を記入します。



左記ステッカーは、厚生労働省サイトからダウンロードできます。



好事例

4

家内労働者に注意喚起を行う際はビジュアルを使って分かりやすく伝える

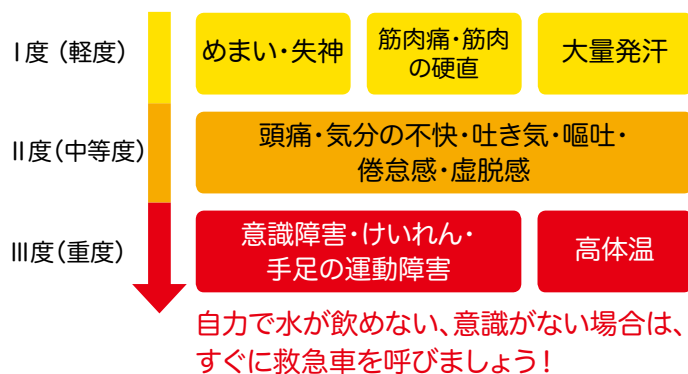
ゴム製の自動車用部品の製造を行っている会社では、約40名の家内労働者に仕事を委託しています。外国人の家内労働者が数名いるため、日本語に習熟していない人にも配慮した方法で注意を促す必要があります。そこで誰もが危険であることを一目で認識・理解できるように、文字だけでなく、イラストも使って注意点や禁止事項を伝えています。



5 熱中症予防の工夫

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症の主な症状



高温又多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。

マスクを着用する場合は、強い負荷がかかる作業を避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。



熱中症について詳しく知りたい方は…
熱中症予防のための情報・資料サイト



熱中症予防対策

- のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分を補給をする
- エアコン・扇風機を上手に使用する
- 保冷剤や氷、冷たいタオルなどで体を冷やす
- 部屋の湿湿度を測る
- 暑いときはムリをしない
- 通気性のよい衣類やクールベストなどを着用する
- 睡眠不足など体調の変化に気をつける
- 休憩タイミングの設定を行う
- 暑さ指数(WBGT値)を測定する※

※暑さ指数(WBGT値)とは

気温、湿度、輻射(放射)熱から算出される暑さの指数で、運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。JIS規格「JIS B 7922:2023」に適合した暑さ指数計で測定することができます。

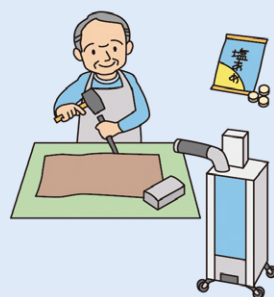


好事例

5

夏期前に作業場を訪問し熱中症予防の注意喚起 塩飴の配布やスポットクーラーの貸し出しも

自動車部品の製造を行っている会社では、産業用のロープや紐を編む作業を家内労働者に委託しています。製紐機を使用するため、機械に手を挟んだり、糸で手を切ってしまうおそれがあるので、家内労働者の安全衛生管理には細心の注意を払っています。近年、同社が特に力を入れているのが熱中症対策です。夏期前に家内労働者の作業場を訪問して注意喚起し、塩飴を配布したり、スポットクーラーの貸し出しを行って熱中症の予防を呼びかけています。



6 腰痛症予防の工夫

腰痛症は、多くの作業場で発生しています。無理な姿勢での作業や重量物を取り扱うときなどに腰痛は起こります。家内労働者の皆さんは、立ち作業や座り作業が多いと思います。日頃から作業姿勢や動作に気をつけ、作業前にストレッチを中心とした腰痛予防体操で腰回りの筋肉を柔らかくしておくなどして、腰痛症の予防に努めましょう。

立ち作業の腰痛予防対策

- 作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置しましょう。
- 長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせましょう。
- 1時間に1～2回程度の小休止・休息を取り、屈伸運動やマッサージなどを行いましょう。
- 床面が硬い場合は、腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用しましょう。

重量物を持ち上げる際の正しい姿勢

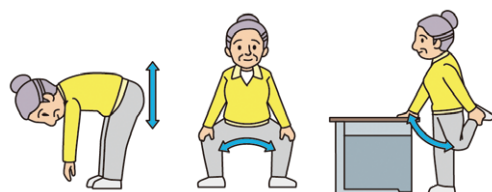


片足を少し前に出して膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がります。その際、呼吸を整え、お腹に力を入れて行うようにしましょう。

座り作業の腰痛予防対策

- イスは、座面、奥行き、背もたれの寸法や角度など、作業者の体格に合ったものを使用しましょう。
- 不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置しましょう。
- 床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節(脊椎の根元にある関節)などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにしましょう。

腰痛予防体操



腰痛予防対策について詳しく知りたい方は…
職場における腰痛予防対策指針及び解説



好事例

6

腰痛予防体操で腰の痛みが緩和 以来、健康に対する意識が高まった

織物製造を行っている会社から、帯の製造を委託されている家内労働者は、腰痛予防体操を日課にしています。長時間の立ち作業で腰痛になるのは仕方ないと思っていましたが、作業を開始する前に軽い運動をするようになってから痛みが緩和しました。以来、健康に対する意識が高まり、ストレッチやウォーキングなども取り入れて、積極的に健康管理に取り組んでいます。



7 転倒災害に気をつけよう

工場、建設現場等における転倒による休業4日以上労働災害は、全体の4分の1近くを占めています。さらに、その約6割が休業1カ月以上を要する重篤な災害であるといわれています。転倒による災害は、家内労働の現場でも、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものです。転倒災害は、「ちょっと転んだだけ」と軽視されがちですが、その原因を理解して、適切な転倒防止対策を講じましょう。

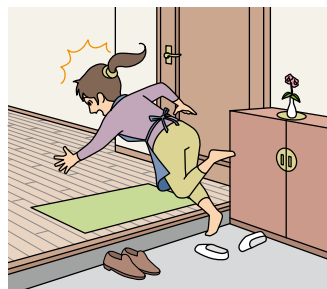
転倒災害には、3つの典型的なパターンがあります。

滑り



- 床が滑りやすい素材である
- 床に水や油が飛散している
- ビニールなど滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



- 床に凹凸や段差がある
- 床に荷物などが放置されている

踏み外し



- 大きな荷物を抱えるなど、足もとが見えない状態で移動をしている

みなさんの作業場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう！

■ 家内労働者用

		☒
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	☐
4	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	☐
5	ポケットに手を入れたまま歩いていませんか	☐
6	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー(標識)をつけていますか	☐

■ 委託者用

8	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
9	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐

転倒を防ぐ6つのポイント

ポイント ①

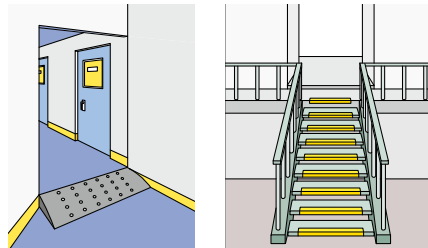
整理・整頓・清潔・清掃の徹底



通路に不用意に置かれたもの、床面の水・油などは、つまずきや滑りの原因になるので、整理整頓、清掃を行いましょう。

ポイント ②

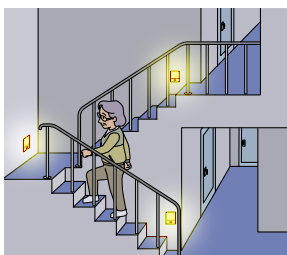
転倒しそうな箇所の改善



段差プレートでつまずきの原因をなくしたり、階段に滑り止めシートを敷くなどして、転倒しにくい環境を作りましょう。

ポイント ③

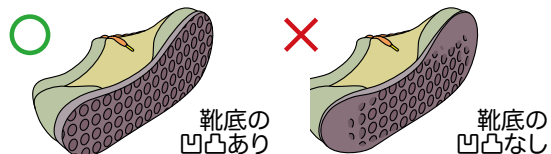
適切な明るさの確保



廊下等を含め、作業場を適切な明るさに保ちましょう。特に足元が見えやすいように、暗がりになっている所には補助照明を設置しましょう。

ポイント ④

靴底の減り具合をチェック



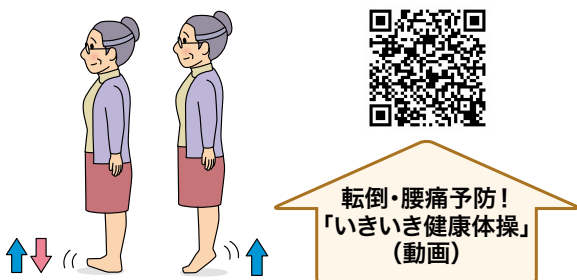
靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります。安全のためにすり減った靴は履き替えましょう。

転倒予防のための適切な「靴」を選び方



ポイント ⑤

転倒予防体操の励行



転倒防止に効果があるとされるストレッチ、平衡機能や下肢能力のトレーニングを行いましょう。

ポイント ⑥

冬季の歩き方には気をつけて



冬季は、積雪や路面凍結により転倒が多く発生しています。小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けて歩くようにしましょう。

8 事業所クローズアップ

家内労働者の安全を第一に考える社風から生まれた 作業場訪問と安全衛生活動の好循環

電気配線部品製造業

この会社では、大手自動車部品メーカーの電気配線部品を製造していますが、治具を使用して部品を組み立てる作業を家内労働者に委託しています。

同社が大切にしているのは、家内労働者の作業場を含めて、ものづくりの「基本」に忠実であること。その第一歩として「整理」「整頓」「清潔」「清掃」、4S活動を実践しています。その目的は、作業場を安全な場所にして、家内労働者の安全と健康を守り、作業を効率的に行ってもらい、品質や生産性を向上させることにあります。

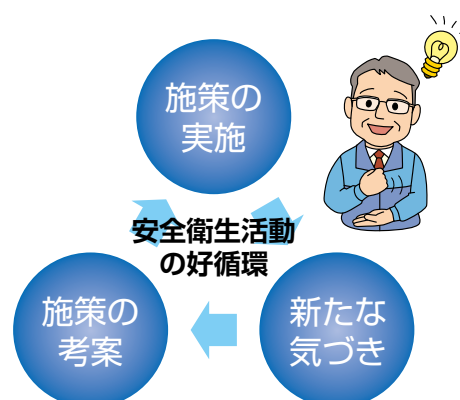
しかし、言うは易く行うは難し。口頭で説明したり、プリント資料を配付するといった呼びかけだけで4Sを習慣化してもらうことはできません。そこで半年ごとに専任の担当者が家内労働者の作業場を訪問し、作業場が不安全な状態にないか確認しています。さらに不安全な行動がないか、作業手順もチェックしています。

その思いを家内労働者も理解し、自分たちに必要なこととして受け止めているため、作業場訪問にも快く応じてくれます。その甲斐あって、今日まで家内労働者の

労働災害は起きていません。

家内労働者の作業場で気づいたことがあればすぐに対応しています。例えば、「委託予定の作業を事前に試してもらい作業の安全性を検証する」「作業場チェックの基準を明確にして問題点を可視化する」など、社内には家内労働者の安全を第一に考える好循環が生まれています。

同社には、「安全衛生活動なくして品質の高い製品製造なし」という考えが強く根付いているようです。

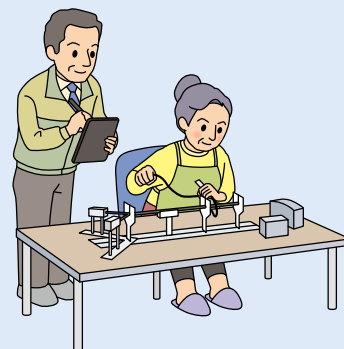


好事例

7

年2回、家内労働者宅の作業場を訪問して 作業環境や作業手順をチェック

同社では、年に2回の作業場チェックを受け入れることを条件に仕事を委託しています。定期的に家内労働者宅を訪問して作業場を直接確認しないと、家内労働者の安全確保や適切な作業指導ができないと考えているからです。これにより互いに緊張感が生まれ、信頼感が醸成されているそうです。因みに、委託者の発注者が作業場訪問に同行することもあります。その際も快く対応してくれているそうです。



作業前後のフォローアップと貸与治具の定期メンテナンス ソフト・ハードの両面から安全衛生活動を推進

機械器具等製造業

この会社では、金型技術を活かして文房具用金具や自動車部品等を製造していますが、治具を使用して部品を組み立てる作業を家内労働者に委託しています。

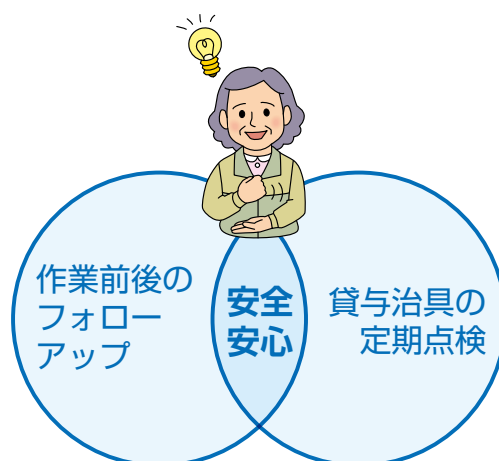
同社では、従業員からパート、家内労働者まで、働く人全員の安全と健康を確保することを最重要事項と考え、安全管理者と衛生管理者が、誰もが安全に働ける職場環境を目指して、日々の活動を推進しています。

作業を委託している家内労働者は総勢20名余り、男女比率は半々で、いずれも60～70代の高年齢者です。それぞれ個別に自治体の定期健康診断を受診するよう指導しており、健康状態に問題ないとはいうものの、万が一、災害が起こってしまうと、高齢ゆえに身体的ダメージが大きくなります。

家内労働者に委託している作業自体の危険性は決して高くないといいますが、金属部品同士を手作業で組み立てる工程で、大きな部品に小さな部品を指で押し込む作業があります。同じ作業であっても、それぞれ押し込むときの硬さが微妙に異なるため、急に強い力が

必要になった場合、指を痛めてしまうかもしれないことが気がかりでした。

そこで、家内労働者に資材を提供するときには担当者が作業上の注意点を具体的に伝え、完成品を受け取るときには、必ず作業に問題がなかったか確認しています。さらに、貸与している治具については、定期的にメンテナンスを行うなど、ソフト・ハードの両面から作業に伴う災害の防止に努めています。



好事例

8

貸与しているハンドプレス機を定期的に回収し 点検・メンテナンスを実施

同社では、家内労働者にハンドプレス機を2台ずつ貸与しています。一つは、メンテナンス時期を正確に管理するために自社製のカウンターを付けたもので、決められた回数に達したら引き取ります。もう一つは、カウンターをつけられないタイプなので、1ヶ月に1回引き取ってメンテナンスを実施しています。不具合が起こってから回収するのではなく、不具合が起こらないように定期的にメンテナンスする。その甲斐あって、これまで一度も機器の故障もなく、作業に伴う災害は発生していないそうです。



9 委託者・委託者への発注者の皆さんに

心の健康への配慮(メンタルヘルス対策)

メンタルヘルスケアとは、全ての働く人が健やかに、いきいきと働けるような気配りと援助をすること、そのような活動が円滑に実践されるような仕組みを作り、実践することをいいます。

多くの人がストレスを強く感じている昨今、コミュニケーションの良好な環境で仕事をするとストレスは軽減し、一人ひとりの生産性を向上させることにつながります。委託者、委託者への発注者のみなさん、家内労働者が自分の力を発揮することができるよう、日頃から積極的にコミュニケーションを取るよう心がけ、困りごとや悩みごとがあれば、手を差し伸べましょう。

コミュニケーションのポイント

〈声掛けのタイミング〉

- ▶ 資材提供時
- ▶ 完成品受取時
- ▶ 天候不順時
- ▶ お盆、年末年始など

直接会えない場合は、電話やSNSなどで定期的にフォローしましょう

★ここが大切！

体のこと、家族のことなど、身近なことから話をはじめ、『相手の話をよく聞く』ことが大切です。

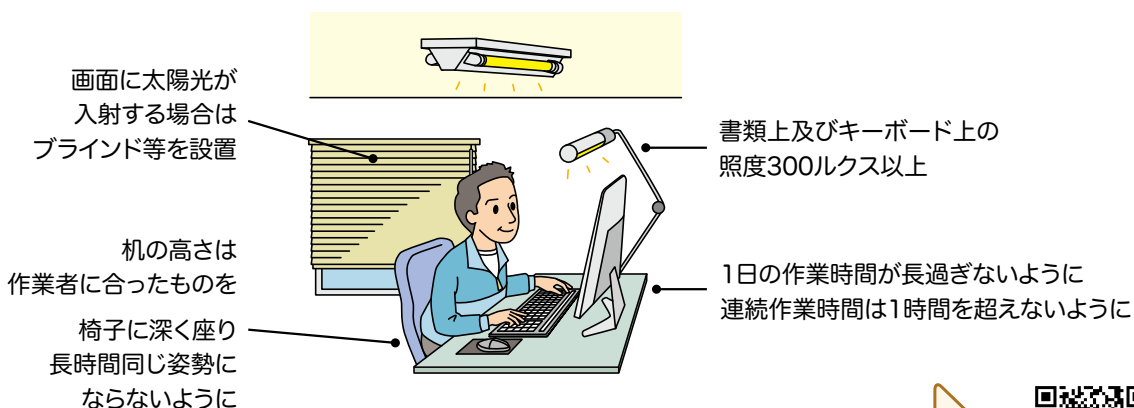


メンタルヘルス対策について詳しく知りたい方は…
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」



情報機器の使用に伴う作業管理と健康管理

多くの人が日常的にパソコンやタブレット、スマートフォン等の情報機器を使用しています。職場においても、急速なIT化で情報機器を使用する作業に携わる人が増え、作業内容も多様化しています。委託者・委託者への発注者のみなさん、従業員や家内労働者が情報機器作業をする場合、作業に適した環境の整備、作業が長時間にわたって行われることのないよう適切な作業管理、作業者の健康管理に努めましょう。



情報機器作業の注意点について詳しく知りたい方は…
「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」



お願いしたいこと

高齢労働者の安全と健康確保

近年、働く高齢者が増えています。高齢労働者は、豊富な経験を有し、貴重な労働力である一方で、加齢による身体能力の低下から、労働災害に被災する割合も増加傾向にあります。なかでも転倒や腰痛に係る災害発生率が若年層に比べ高く、休業も長期化しやすい傾向があります。

高齢になっても働き続けられる社会づくりが求められる中で、老若男女を問わず全ての人が働きやすい職場環境づくりに注目が集まっています。

委託者・委託者への発注者のみなさん、労働災害の防止に積極的に取り組み、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリー※な職場環境づくりを目指しましょう。家内労働者のみなさんも、委託者の取組に協力するとともに、自分の健康を守るための重要性を理解し、自らの健康作りに積極的に取り組みましょう。

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

高齢者の安全と健康確保について
詳しく知りたい方は…
「エイジフレンドリーガイドライン」



ココがポイント



高齢労働者への配慮



作業を委託する際は、作業内容を明確にし、図・絵・写真などを使って具体的に指示する



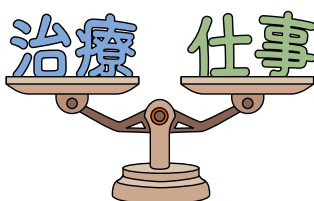
自分のペースで無理なく作業ができるように、時間に余裕を持たせて発注する



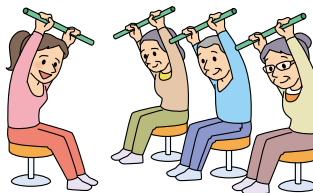
強い筋力を要する作業の委託は控え、取り扱う重量物には、重量を表示する



家内労働者が自らの健康状態を把握できるような指導を行う



疾病を抱えながら働き続けることを希望する場合は、治療と仕事の両立を考慮する



体力が低下した家内労働者に、身体機能の維持向上の支援を行う

P9「腰痛症予防の工夫」、P10-11「転倒災害に気をつけよう」で紹介している推奨事例もあわせてご覧ください。

家内労働について質問等がありましたら、
 都道府県労働局労働局賃金課（室）または最寄りの労働基準監督署へお気軽にご相談ください。

都道府県労働局賃金課（室）所在地一覧

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	〒060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森県	〒030-8558	青森県青森市新町2―4―25 青森合同庁舎	017-734-4114
岩手県	〒020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎	019-604-3008
宮城県	〒983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8841
秋田県	〒010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4266
山形県	〒990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル 3階	023-624-8224
福島県	〒960-8513	福島県福島市花園町5―46 福島第二地方合同庁舎	024-536-4604
茨城県	〒310-8511	茨城県水戸市宮町 1 丁目 8 － 31 茨城労働総合庁舎	029-224-6216
栃木県	〒320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9109
群馬県	〒371-8567	群馬県前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-896-4737
埼玉県	〒330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル	048-600-6205
千葉県	〒260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2328
東京都	〒102-8305	東京都千代田区九段南1―2―1 九段第3合同庁舎	03-3512-1614
神奈川県	〒231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7354
新潟県	〒950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1―2―1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3504
富山県	〒930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2735
石川県	〒920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4425
福井県	〒910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2691
山梨県	〒400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2854
長野県	〒380-8572	長野県長野市中御所1丁目22―1	026-223-0555
岐阜県	〒500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-8104
静岡県	〒420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-254-6315
愛知県	〒460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0258
三重県	〒514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎	059-226-2108
滋賀県	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎	077-522-6654
京都府	〒604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3215
大阪府	〒540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6502
兵庫県	〒650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-9154
奈良県	〒630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0206
和歌山県	〒640-8581	和歌山県和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1152
鳥取県	〒680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89―9	0857-29-1705
島根県	〒690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-31-1158
岡山県	〒700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2014
広島県	〒730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-221-9244
山口県	〒753-8510	山口県山口市巾着町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0372
徳島県	〒770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9165
香川県	〒760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 北館 3 階	087-811-8919
愛媛県	〒790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5205
高知県	〒781-9548	高知県高知市南金田1番39	088-885-6024
福岡県	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4578
佐賀県	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7179
長崎県	〒850-0033	長崎県長崎市万才町7―1 TBM長崎ビル	095-801-0033
熊本県	〒860-8514	熊本県熊本市西区春日2―10―1 熊本地方合同庁舎	096-355-3202
大分県	〒870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3215
宮崎県	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8836
鹿児島県	〒892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-223-8278
沖縄県	〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎	098-868-3421

(令和7年4月1日)